附　則

この省令は、平成二十八年六月一日から施行する。

旅券面の氏名表記（表面のヘボン式と異なる場合のみローマ字活字体大文字で記入）

(姓)

(名)

注：旅券面への表記可能な字数は姓・名・スペース合わせて37字までです。
記号（、・～など）や、数字（ⅡⅢなど）等は記載できません。

数次往復用の旅券の発給を請求する場合は、その理由を具体的に記入してください。

二重請求関係

二重に請求又は申請を行う理由

現住所　〒　　電話

日本国内の緊急連絡先　〒　　電話

氏名　　渡航者との関係

旅券請求事務担当者所属・氏名　　電話

外　務　大　臣　殿　　平成　　年　　月　　日

在　　大使　総領事　殿

請求者　　印

旅券法第４条の規定により、公用旅券の発給を請求します。発給に係る国の用務がなくなり又は終了したときは、遅滞なく旅券を返納します。

外務省記載欄

返納旅券番号

失効年月日　　年　　月　　日

渡航先コード表

包括記載 800

アジア

韓国 000	台湾 001	香港 002	マカオ 003	フィリピン 004	インドネシア 005	カンボジア 007	タイ 008	マレーシア 009	ミャンマー 010	スリランカ 011	インド 012	パキスタン 013	
ラオス 014	ネパール 015	ブルネイ 016	モルディブ 020	シンガポール 023	バングラデシュ 024	中国 600	モンゴル 601	ベトナム 602	北朝鮮 603				

大洋州

オーストラリア 100	ニュージーランド 101	パプアニューギニア102	フィジー 108	ニューカレドニア 110	バヌアツ 116	北マリアナ諸島 123	タヒチ 135						

北米中南米

米国 200	カナダ 201	メキシコ 202	グアテマラ 203	ホンジュラス 204	エルサルバドル 205	ニカラグア 206	コスタリカ 207	パナマ 208	キューバ 209	ブラジル 210	アルゼンチン 211	ベネズエラ 212	
コロンビア 213	エクアドル 214	ペルー 215	チリ 216	ボリビア 217	ウルグアイ 218	ジャマイカ 221	トリニダード・トバゴ 222	パラグアイ 223	ドミニカ共和国 259				

欧州

英国 300	ドイツ 301	フランス 302	イタリア 303	スイス 304	オーストリア 305	ベルギー 306	オランダ 307	ルクセンブルク 308	ノルウェー 309	スウェーデン 310	デンマーク 311	フィンランド 312	
アイルランド 313	スペイン 314	ポルトガル 315	ギリシャ 316	キプロス 418	ロシア 500	ポーランド 501	チェコ 502	ハンガリー 503	ルーマニア 504	ブルガリア 505	スロバキア 506	アルバニア 507	

中東アフリカ

イラン 400	イラク 401	トルコ 402	シリア 403	レバノン 404	サウジアラビア 405	クウェート 406	エジプト 407	スーダン 408	モロッコ 409	エチオピア 410	ケニア 411	ウガンダ 412	
タンザニア 413	ガーナ 414	ナイジェリア 415	南アフリカ共和国 416	アフガニスタン 417	ヨルダン 419	カタール 422	アラブ首長国連邦 423	イエメン 425	リビア 427	チュニジア 428	アルジェリア 429	セネガル 431	
ギニア 435	シエラレオネ 436	リベリア 437	コートジボワール 438	カメルーン 441	コンゴ民主共和国 445	マダガスカル 447	イスラエル 448	セイシェル 461	ザンビア 474				

（平成二十八年六月改正）